

| | | | | | |
|----|-------|----|-------|----|----------------|
| 種別 | 規則・手順 | 管轄 | 安全委員会 | 担当 | 管理・業務部 職員・企画担当 |
|----|-------|----|-------|----|----------------|

施設事故調査委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 埼玉県総合リハビリテーションセンター安全管理要綱第16条に基づき、埼玉県総合リハビリテーションセンター（以下「センター」という。）において発生した重大施設事故について、調査及び事実の把握を行い、その原因を分析し、もって再発防止対策に資することを目的として、施設事故調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

一 重大施設事故

埼玉県総合リハビリテーションセンター安全管理要綱別表第1に定めるレベル4 a以上の事故が発生しセンター長が調査の必要性を認めた事故

二 調査

第1条の目的達成のために必要な現場検証、事情聴取など

三 安全管理

埼玉県総合リハビリテーションセンター安全管理要綱第4条第5号に同じ

(業務内容)

第3条 委員会は、第1条の目的を達成するために、以下のことを行う。

一 当該施設事故の調査

二 調査報告書（以下「報告書」という。）の作成及びセンター長への調査結果の報告

三 調査結果から特に必要と考えられることについての意見

(組織及び構成)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

一 事務局長

二 福祉局長

三 管理・業務部長

四 支援部長

- 五 医療安全管理推進室長
- 六 サービス調整担当課長
- 七 自立訓練担当副技師長
- 八 就労移行支援担当課長
- 九 健康支援担当師長
- 十 栄養担当副技師長
- 十一 健康増進担当部長
- 十二 職員・企画担当課長
- 十三 その他センター長が必要と認める職員

- 2 センター長が必要と認めたときは、施設の安全対策に関する学識経験者及び専門家、他の医療機関等の医師、外部の有識者、法律家（弁護士を含む。）、その他センター長が指名した者を委員に委嘱することができる。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長は、委員会を主宰し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 6 委員の任期は、センター長に報告書を提出した日までとする。ただし、センター長が差し戻した場合はこれに応じる。

（委員会の招集）

第5条 委員長は、必要に応じて委員会を招集する。

（委員会の開催）

第6条 委員長は、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

（委員以外の者の出席）

第7条 委員長が必要と認めたときは、第4条第1項に規定された者以外の出席を求め、当該施設事故に関する経過等を説明することができる。

（秘密の保持）

第8条 委員会の委員として知り得た事項に関しては、埼玉県個人情報保護条例に則り正当な理由なく他に漏らしてはならない。

（外部委員への報酬）

第9条 委嘱したセンター外部の委員に対しては、報酬を支払うものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、埼玉県総合リハビリテーションセンター安全委員会事務局（管理・業務部職員・企画担当）において処理する。

(要綱の改廃)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に当たり必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

この要綱の施行に伴い、埼玉県リハビリテーションセンター事故調査委員会設置要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

(※)は説明。報告書作成時には入れない。

参考様式 施設事故調査報告書

表紙

整理番号

施設事故調査報告書

〇〇による□□

報告年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

埼玉県総合リハビリテーションセンター施設事故調査委員会

表紙裏

本報告書の調査は、本件施設事故に関し、埼玉県総合リハビリテーションセンター施設事故調査委員会設置要綱に基づき、事故の防止に寄与することを目的として行われたものであり、本事案の責任を問うために行われたものではない。

埼玉県総合リハビリテーションセンター施設事故調査委員会

委員長 所属 役職 氏名〇〇 〇〇

第1頁

《参考》

本報告書本文中に用いる分析の結果を表す用語の取扱いについて
本報告書の本文中「7 原因分析と要因」に用いる分析結果を表す用語は、次のとおりとする。

- ① 断定できる場合
・・・「認められる」
- ② 断定できないが、ほぼ間違いない場合
・・・「推定される」
- ③ 可能性が高い場合
・・・「考えられる」
- ④ 可能性がある場合
・・・「可能性が考えられる」
・・・「可能性があると考えられる」

内表紙

埼玉県総合リハビリテーションセンター

〇〇による□□

本文

施設事故調査報告書

事故種類 〇〇による□□

発生日時 〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分ごろ

発生場所 埼玉県総合リハビリテーションセンター □棟△階〇〇

(議決日) ○○年○○月○○日

埼玉県総合リハビリテーションセンター施設事故調査委員会 議決

◎委員長

所属 役職名 ○○ ○○

◎副委員長

所属 役職名 ○○ ○○

◎委員

所属 役職名 ○○ ○○

所属 役職名 ○○ ○○

所属 役職名 ○○ ○○

◎役割（※委員以外であれば。顧問、アドバイザーなど）

所属 役職名 ○○ ○○

所属 役職名 ○○ ○○

目次

- 1 事故及び調査の概要
- 2 施設事故調査委員会開催日
- 3 利用者情報
- 4 関係者情報
- 5 その他の情報
 - 5.1
 - 5.2
 - ・
 - ・
- 1 事故及び調査の概要（※事故の概要、調査の計画、分析手法、実施経過）
明確な事実のみ記載
- 2 施設事故調査委員会開催日
施設事故調査委員会は下記のとおり開催し、その後、検討を重ねて本報告書を作成した。

| | | |
|-----|----|----|
| 第1回 | 日時 | 内容 |
| 第2回 | 日時 | 内容 |
| 第3回 | 日時 | 内容 |
- 3 利用者情報（※年齢、性別、市町村、利用サービスの種別、障害の概要、疾患名、現病歴など）
- 4 関係者情報（※年齢、性別、職種、当日の勤務状況、経験年数、部署配属年数、取得している 専門分野など、認定・修了、役職、など）
- 5 その他の情報
- 6 分析
 - 6.1 分析方法
 - 6.2 分析結果（考えられる事項）
- 7 考えられる原因
- 8 考えられる対策
- 9 対策実施の予定・計画（※実施している項目があれば、その状況）
- 10 今後の被害者への対応
- 11 資料（※現場写真、消耗品などの写真、検査データ、分析資料、委員会設置要綱、など）